

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間当時は、夫が商店街振興組合を通じて私を含む家族5人分の国民年金保険料をまとめて納付していたはずである。家族4人の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料だけが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が家族の国民年金保険料を商店街振興組合の集金で納付していたとしているが、当該振興組合関係者からは当該組合による集金の事実は確認できなかった。しかし、申立人は申立期間を除き、夫と共に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年度以降、すべて国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと推認される。

また、申立人は、申立期間当時、その夫が申立人を含む家族5人分の保険料を納付していたとしており、当該家族の保険料の納付状況を見ると、申立期間において申立人を除く4人の保険料が納付されており、申立人の夫が申立人の妻の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然であり、当時の申立人に関して国民年金保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案188

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間当時、一緒に住んでいた実姉の夫が、姉夫婦二人分と私の国民年金保険料を、自宅に集金に来た人に3か月ごとに渡していた。申立期間の前後については納付記録があるのに、私の保険料が3か月のみ未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年に国民年金保険料の納付を開始して以来、申立期間を除き、60歳となった平成13年まで国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立期間当時同居していた申立人の実姉夫婦もすべての期間について保険料を納付しており、納付意識が高かったとことがうかがえる。

さらに、申立人が居住していた市では、申立期間当時は市の徴収員が国民年金保険料を徴収していたとしている上、申立人の国民年金手帳の検認印から、申立期間前後は申立てのとおり3か月ごとの納付であったことが確認できる。

加えて、申立期間当時、同時に納付していたとする申立人の実姉夫婦の国民年金保険料は納付されており、3か月のみ申立人の保険料が未納であったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで

20歳になったころに市役所から国民年金への加入案内が来たので、私は市役所で加入手続を行い、すぐに国民年金保険料の納付を開始したはずである。保険料の納付の督促を受けた覚えも無く、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の5か月を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、昭和53年3月に現住所に転居した際、転居と同時に国民年金の住所異動の手続を行っているなど保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所によれば、当時国民年金手帳は事前に市役所に送付されていたとしており、申立人が国民年金加入手続後、すぐに市役所から国民年金手帳が交付され、当該年度の保険料を納付することは可能であったと考えられることから、申立人の加入手続後すぐに保険料の納付を開始したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 5 日から 29 年 4 月 7 日まで  
② 昭和 32 年 2 月 21 日から 33 年 1 月 8 日まで

私は年金受給の手続をした際、申立期間については既に脱退手当金として受給しているという説明を初めて聞いたが、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、当該期間については厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所である A 社の厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 11 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性で、申立人の資格喪失日である昭和 33 年 1 月の前後 3 年以内に資格喪失した 13 名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A 社を退職してから脱退手当金支給日までの生活状況に関する申立人の供述は具体的であることや、申立期間に係る事業所の給与明細書を現在まですべて保管しており、保険料控除の記載から厚生年金加入の認識を持ち将来厚生年金を受給できると思っていた旨の申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年6月1日まで

昭和22年3月1日にA社C工場から同社B工場へ転勤となったが、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和22年6月1日となっている。3か月の空白があることに納得できず、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場が保管する社員名簿(写)及び申立人が保有する辞令(写)から、申立人が同社に継続して勤務し(同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が保有する辞令(写)には同社B工場の発令日が昭和22年3月1日となっていることから、同社B工場の資格取得日を同日にすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和22年6月の社会保険事務所の記録から600円とすることができる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明として回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から同年11月1日まで

昭和27年8月31日にA社C事業所から同社B事業所へ転勤となったが、同社B事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和27年11月1日となっており、2か月の空白がある。同時期に転勤となった同僚には空白が無く、資格取得日が同僚と同日でないことに納得できず、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び申立期間当時において申立人と同時期にB事業所へ転勤した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認することができる上、当該同僚はいずれも申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明として回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録を、申立期間①については資格取得日に係る記録を昭和31年10月1日に、申立期間②については資格喪失日に係る記録を36年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、31年10月は1万4,000円、35年7月から36年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和31年10月1日から同年11月1日まで  
②昭和35年7月7日から36年4月6日まで

A社に入社してからC工場、B工場、D社と間をおかず勤務していた鮮明な記憶があり、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。保険料控除の事実が確認できるものはないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人及び申立人の当時の同僚を含むA社関係者の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和31年11月の記録から、昭和31年10月は1万4,000円、35年6月の記録から、35年7月から昭和36年3月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年11月まで

申立期間当時、父が家族の国民年金保険料をまとめて町会の集金により納付していたはずであり、申立期間について私だけが未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続をし、町会の集金を通じて家族の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の父は既に亡くなっている上、申立人自身はこれらにほとんど関与していないとして具体的な記憶を有しておらず、当時の状況は不明である。さらに、町会には当時の保険料の集金に関する資料は残っておらず、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁及び市役所の記録によれば、申立人は昭和43年12月16日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は未加入期間に当たるが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人には、現在所持している国民年金手帳のほかに手帳交付を受けた記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月、同年5月及び37年11月から41年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月及び同年5月  
② 昭和37年11月から41年8月まで

申立期間当時、私は、国民年金に任意加入し、毎月町内会での集金で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入及び未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人に国民年金の加入手続、加入時期及び国民年金保険料の納付についての記憶は無い。さらに、申立期間②についても、申立人は、申立期間当初の居住地において、町内会の集金を通じて国民年金保険料を納付した記憶があると述べているものの、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を所持した記憶も無く、集金の際に印紙検認を行うために国民年金手帳を渡した記憶も無いと述べていることから、同町内会では保険料を納付していなかったものと推認される。

加えて、昭和41年3月の転居後についても、引き続き保険料を納付していたと述べているが、申立人に転居時の国民年金に係る住居変更手続や保険料納付方法等についての記憶も無く、町役場にも国民年金被保険者名簿等の資料は残っていないため、当時の状況は不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から45年6月まで  
昭和55年ごろ、市役所から私と夫あてに国民年金保険料未納の案内があり、市役所の窓口でさかのぼって保険料を納めた。その時窓口の人に「これでご夫婦とも満額になります。」と言われたことを覚えており、満額ということは未納期間は無いものと思っていた。未納期間があり、年金額が減額されていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月28日に36年4月から45年6月までの111か月分の国民年金保険料を、夫の未納分とともに市役所で特例納付したとしているが、申立人が所持する市役所発行の領収書によれば、申立人の保険料については、昭和36年4月から45年6月までの111か月分のうち39か月分の保険料についてのみ納付されたことが記載されており、申立期間についてすべて特例納付により保険料を納付したとする申立と相違する。

また、申立人及び申立人が特例納付した際に同行した友人が記憶する納付金額は、申立人及びその夫が特例納付したと記録されている期間の保険料額と一致している上、申立人は、上記昭和55年6月28日の特例納付以外に国民年金保険料の一括納付をした記憶は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月から56年3月まで

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続については、厚生年金保険の被保険者資格の喪失後、すぐに妻と二人で市役所へ行き、国民健康保険の加入手続と同時に行った。

また、国民年金保険料の納付については、市役所から送付された納付書により、妻が毎月金融機関で納めていたはずであり、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、厚生年金保険の被保険者資格の喪失後、すぐに妻と二人で市役所へ行き、国民健康保険の加入手続と同時に行ったとしているが、市役所の記録では、申立期間に係る申立人の国民健康保険の加入は昭和56年8月7日からとされているとともに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳では、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続は56年8月ごろに行われたとうかがわれることから、申立人は、この時期に、申立期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行ったものと考えられる。このことから、申立期間に係る国民年金保険料は、加入手続時点で過年度保険料となり、市役所から送付される納付書では納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付について関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付書により毎月金融機関で納めていたとしているが、当時は3か月ごとの納付であり、また、納付書の様式、納付金額等についての記憶は無く、保険料を納付したとする金融機関についての記憶もあいまいである上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年9月まで  
申立期間当時は、商店街振興組合の方が毎月国民年金保険料を集金に来ており、父親が私の分も含めて家族全員の保険料の支払いをしていた。保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、その父が商店街振興組合を通じて申立人を含む家族全員の国民年金保険料を納付していたとしているが、父は既に亡くなっており、申立人は保険料の納付に関与しておらず、商店街振興組合からも当時保険料の集金を行っていたかどうかについての情報等も得られないことから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の家族のうち、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる者の納付状況をみると、当該保険料は昭和43年8月に過年度納付されており、家族全員の保険料が毎月納付されていたとする申立内容と相違する上に、申立人は43年8月の時点では、既に婚姻に伴い実家から転居していることなどから、当該過年度納付の際に申立人の保険料が併せて納付されることもなかったと判断される。加えて、結婚後は申立人自身で保険料を納付していたとしていることから、実家での過年度納付はなされなかったものと推測される。

このほか申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案195

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

昭和45年ごろに役場又は社会保険事務所の職員が自宅を訪れ、保険料の未納があるといわれ、当該職員に36年4月までさかのぼって納付したはずである。申立期間について保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和45年度ごろに自宅を訪れた役場又は社会保険事務所の職員に自宅で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、納付金額等について記憶があいまいであり、納付の際の領収書の授受についての記憶も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月20日に払い出され、国民年金被保険者資格取得日を35年10月1日にさかのぼっているが、社会保険事務所の特殊台帳及び市役所の国民年金被保険者記録では、45年4月から保険料が納付されていることから、申立人は加入手続の時点で現年度分であった保険料についてさかのぼって納付したと考えられ、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 28 日から 39 年 3 月 1 日まで  
昭和 37 年 4 月から A 事業所に勤務し、昭和 39 年 2 月末に退職した。昭和 38 年 2 月以降の年金記録が無いが、同事業所に勤めている間、毎年 10 月に行われる慰安旅行に 2 度行った記憶があるので申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所に勤務していた間に、年 1 回開催される慰安旅行に 2 度行ったこと」を根拠として、A 事業所の勤務期間の終期を昭和 39 年 2 月末としているが、それを具体的に明示する資料は無く、また、同僚等についての記憶も無いことから、申立人の同事業所の退職日を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたこと及び厚生年金保険料を同事業所において事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を保有していない。

さらに、A 事業所には当時の人事記録、給与関係帳簿、社会保険関係届出書等の資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（原票）を確認したところ、申立期間当時の被保険者資格取得及び資格喪失の記載に不自然な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 8 月 18 日から 49 年 12 月 20 日まで  
②昭和 50 年 1 月 10 日から同年 7 月 30 日まで

私は、昭和 45 年 8 月から 49 年 12 月までの約 4 年間、A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、約 1 か月後の昭和 50 年 1 月から約半年間、B 社に勤務したが、この期間も厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれもフルタイムで長期間勤務したので、当然厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚の供述等から、申立人が A 社に勤務した事実があると推認することができる。

しかし、申立人は、A 社での勤務期間について確認できる資料や、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、同社の勤務期間の始期及び終期の記憶もあいまいである。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていないほか、元事業主は、「申立人については、厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間②については、当時の同僚の供述等から、申立人が B 社に勤務していた可能性は認められる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる当時の会社資料は残っていない上、同僚等から有力な供述も得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

加えて、申立期間①及び②において、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、中学校を卒業して昭和 29 年 4 月から A 社に勤務し、35 年に辞めるまで勤めていた。厚生年金保険加入の事実が無い旨の回答をもらったが、少ない給料から保険料を引かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況等について具体的に述べているとともに、当時の同僚の一人が、「申立人の名前は覚えているが、詳しいことは思い出せない。」と供述しており、申立期間の時期に A 社に勤務していた可能性があると思われる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

また、A 社には、当時の人事記録、給与関係帳簿、社会保険関係届出書等は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号に欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から30年1月1日まで  
昭和29年ごろA社に勤めていたことは間違いない。厚生年金保険の加入記録が無いことは納得がいかならず保険料を引かれていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していたとしているが、勤務期間の始期及び終期についての記憶があいまいであり、「B社であったかもしれない。」と供述するなど、事業所名についての記憶もあいまいであり、申立期間においてA社で勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間においてA社における勤務期間や給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有していない。

さらに、A社については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険の適用事業所の事業所名簿に掲載されておらず、加えて、A社と類似名称のD事業所については、申立期間後の昭和34年2月1日に社会保険事務所の保管する事業所名簿に厚生年金保険の適用事業所として掲載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から30年8月1日まで

私は、昭和28年6月から30年7月末までA社B出張所に勤務したが、同事業所については厚生年金保険の適用事業所として見当たらないとの社会保険事務所の回答に納得がいかない。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況や同僚について具体的に述べているとともに、当時の同僚たちが申立人が勤務していた旨供述していることから、申立人が申立期間の時期にA社B出張所に勤務した事実があると推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の適用事業所の事業所名簿に掲載されていない。

また、申立人は、A社本社又は同社B出張所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を有していない。

さらに、A社は昭和49年10月に解散し、申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

なお、A社B出張所に勤務していた同僚たちも、同社に勤務した全期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 7 月 6 日から 31 年 4 月 22 日まで  
②昭和 31 年 9 月 2 日から 32 年 6 月 25 日まで  
③昭和 32 年 12 月 5 日から 35 年 10 月 16 日まで

自分自身の年金の受給手続きを行った際に、上記厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給済みとされていることを初めて知った。A社B工場を退職して数日後に実家へ戻っているため、脱退手当金請求の手続きはできないし、脱退手当金を受給した記憶は無いため納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から2か月後の昭和 35 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理において不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、A社を退職し、直ぐに実家に戻り、脱退手当金の請求の手続きや受給等について記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A社の当時の総務担当者からの供述によると、脱退手当金制度の説明や会社が請求手続きを代行していたとしているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月まで  
年金記録を調べてもらったところ、申立期間について空白期間となっていることが分かった。当該期間についてはA社に料理人として勤務していた時期であると記憶しており、厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務の状況や同僚等について具体的に述べているとともに、当時の事業主や同僚たちが、申立人がA社に勤務していた旨供述していること等から申立人がA社に勤務していたと推認することができるものの、勤務の時期は一緒に勤務したとする同僚の年金記録から、申立期間より後の時期の可能性が高いと思われる。

また、申立人は、勤務期間について確認できる資料や、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる当時の給与明細書等の資料を保有しておらず、それらについての記憶もあいまいである。

さらに、A社にも申立人の勤務期間や厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる会社資料等は残っていない。

なお、申立人は、申立期間において勤務していた事業所がA社であるか、他の事業所であるかについての記憶はあいまいであるとともに関係資料も保有していないため、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 石川厚生年金 事案 137

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 1 月から同年 6 月まで  
②昭和 41 年 6 月から同年 12 月まで  
③昭和 41 年 12 月から 43 年 2 月まで  
④昭和 43 年 2 月から 47 年 3 月まで

私は、A事業所を昭和 41 年 1 月 26 日に辞めた後、すぐに B 事業所に①の申立期間、トラックの運転手として勤務した。その後、C 社に②の申立期間、同じくトラックの運転手として勤め、次に D 社に③の申立期間、E 社にも④の申立期間、トラックの運転手として勤務していた。申立期間の厚生年金記録が無いことは納得がいかず、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B 事業所に勤務した期間について確認できる資料を保有しておらず、当時の事業主や同僚等についての記憶も無い。

また、B 事業所は社会保険事務所が保管する厚生年金保険の適用事業所の事業所名簿に掲載されていない。

申立期間②については、申立人は勤務の状況等について具体的に述べているとともに、当時の会社の幹部の取引先に係る供述から C 社勤務していた可能性はある。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶もあいまいである。

また、C 社は既に無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる会社資料も残っていない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票に申立人の記載は無い。

さらに、当該事業所の同僚は、当該事業所において、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述をしている。

申立期間③については、申立人は勤務の状況等について詳細に述べていることから、D社に勤務した事実があるものと推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶もあいまいである。

また、D社には申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる会社資料も残っていない上、当時の事業主の関係者からも有力な供述が得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間④については、当時の事業主や同僚の供述等から、申立人は申立期間の一時期にE社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、E社は社会保険事務所が保管する厚生年金保険の適用事業所の事業所名簿に掲載されていない。

なお、事業主の供述によると、申立人はE社に勤務した事実は無く、また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 4 月まで

申立期間である昭和 56 年 4 月から A 社という和菓子屋で売り子をしていた。この会社には昭和 58 年 4 月まで勤務していたので、申立期間の厚生年金記録が無いことは納得がいかず、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の供述から、申立人が、申立期間の一時期において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことについての記憶も無い。

また、A 社は当時の事業主や経理担当の事業主の妻も既に死亡していること等から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っていない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所へ厚生年金保険の記録に関する照会をしたところ、A社に取締役として在籍していた期間（特に昭和 46 年から 57 年まで）の標準報酬月額が事実と異なり、20 万円になっていないので、当時の上限標準報酬等級または 20 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額は 20 万円であったと主張しているものの、A社の申立人に対する申立期間の振込額から、申立人の申立期間の給与額は、標準報酬月額の 20 万円に見合う金額とは異なり、社会保険事務所が保管している申立期間当時の申立人の標準報酬月額に近い金額であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立期間当時のA社における他の取締役の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額とを比較しても同様に推移しており、申立人の記録において不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。